

成年後見

発行：新宿区社会福祉協議会
新宿区成年後見センター

令和5年6月1日発行

センターだより 第22号

～～成年後見？ その前に！～～

こんな困りごと、ありませんか？？

- ・ヘルパーさんに来てもらうのは、どうしたらいいの？
- ・あれ？また通帳がない。困ったな。
- ・手続きが必要な通知が来たけど、どうしたらいいか分からない。一緒に確認してほしい。
- ・電気・ガス代、家賃を忘れずに払いたい。
- ・お金が振り込まれるとすぐに使ってしまい、足りなくなってしまう。相談できる人いないかな。



このようなお悩み・・・

新宿社協に、ご相談ください！！

一人暮らしでも、まだまだできることはたくさんある！！
「…でも、ちょっと心配なことがある」 そんなあなたに…

できることは自分でしながら、ちょっとのお手伝いを受けることで、今よりもっと安心して生活できるかもしれません。

まだ成年後見制度は必要ないけれど、日常生活でお困りの方が地域で安心して暮らしていくために、新宿社協の**地権(ちけん)**でお手伝いできることがあります。

ちけん ってなに？ 詳しくはこちら！



どんな人が利用できるの？

●住んでいる所

自宅で生活している人

●判断能力

十分でないことにより支援が必要な方 ※認知症、精神障害、知的障害など
「誰がきて」「何を手伝ってくれて」「いくらかかるか」が分かること

●利用意向

利用する人が「地権を利用したい」と思っていること

手帳の有無、病気の確定診断の有無は問いません



できること、できないことは？

●できること

- ・福祉サービスの手続き相談、支払い
- ・日常的な金銭管理支援
- ・通帳、印鑑を預かる ※紛失するときなど
- ・重要書類を貸金庫で預かる ※権利証など
- ・金融機関で代わりに払戻す
- ・公共料金などの支払い

OK

●できないこと

- ・現金、カギを預かる
- ・キャッシュカードを預かる
- ・日常的な支援の範囲を超えること
※不動産の処分・管理、確定申告、相続など
- ・身体介護、買い物代行などの家事援助
- ・施設入所、入院に関する契約を代理とする
- ・保証人や身元引受人になる



いくらかかるの？

●通帳の預かり なし

1, 250円 / 1時間 (1時間を超えた場合は600円 / 30分ごとに加算)

●通帳の預かり あり

2, 750円 / 1時間 (1時間を超えた場合は600円 / 30分ごとに加算)

●貸金庫利用 (普段使う通帳以外の重要書類の預かり) あり

時間単位の利用料に加え、1, 000円 / 月

預貯金・収入が少ない方は、利用料免除制度があります



※令和5年6月1日現在



利用したいときはどうすればいいの？

➡ まずはお電話 (03-5273-4522) ください!

相談受付



訪問調査



契約



支援開始



ポイント

地権では、「専門員」と「生活支援員」がお手伝いをします。

専門員…新宿社協職員が本人と一緒に支援内容を考えます。契約後も定期的に生活状況の確認をします。

生活支援員…研修を受講した地域住民が、支援内容に沿って支援します。

利用者の声



地権を利用して助かっているとしか言いようがない。高齢者が使う制度と思っている人も多いと思うけど、若い人で金銭管理に困っている人に薦めたい。(30代・男性)

一人では「いくらおろしますか」と銀行で聞かれても答えられませんでした。また、銀行まで遠くて途中でつまづいたりしていました。今は代わりに行ってもらえてありがたいです。お金が足りなくなることもなくなりました。(80代・女性)



生活支援員の声



定年後の刺激のない生活が、わずか月2回ほどの支援活動で随分変わりました。支援するはずの自分が、実は精神的に支援されているような充実した時間を過ごしています。



活動のとき、常に心掛けていることは「言葉づかい」です。利用者さんの話に耳を傾け、小さな迷いを安心して話していただける関係を築きたいです。

「みんなが、よくしてくれるから幸せ！」利用者さんのそんな一言が、生活支援員の私をホッコリ幸せにしてくれます。



福祉関係者の声



書類の手続きや金銭管理支援で利用者が在宅生活を続けられています。加えて、私たち福祉サービス事業者への助言もありがたいです。

ケアマネジャー

障害を抱えながら地域で暮らす方にとって、定期的に訪問し、お金や書類のことを一緒に考えてくれる人がいることは、安心感につながっていると感じます。



計画相談担当

専門員の声

「自分でできることはやり、難しいことは手伝ってもらう」ことが、本当の自立だと思います。地権を利用し、新宿区で長く、自身の思うとおりに暮らしていただきたいです。



利用者福祉サービスの「繋ぎ」として信頼されるように努めています。金銭的な不安が軽くなり、穏やかに過ごしてもらえるようにサポートしていきたいです。



もっと教えて！ 地権について！

ちけん（正式名称：地域福祉権利擁護事業）は、介護保険制度の開始(平成12年)により福祉サービスが行政による措置から事業所との契約になることに先立ち、判断能力の低下がある方の契約支援を目的に平成11年から始めました。

日常生活の範囲を超えて支援が必要な方や判断能力が著しく低い方は、**ちけん**の利用はできませんが、成年後見制度の利用ができます。

ホームページで
詳しく紹介しています



地権の支援を希望する方、生活支援員をしてみたい方、制度について知りたい方は、新宿区成年後見センター（TEL:03-5273-4522）までご連絡ください。

ご存じですか？

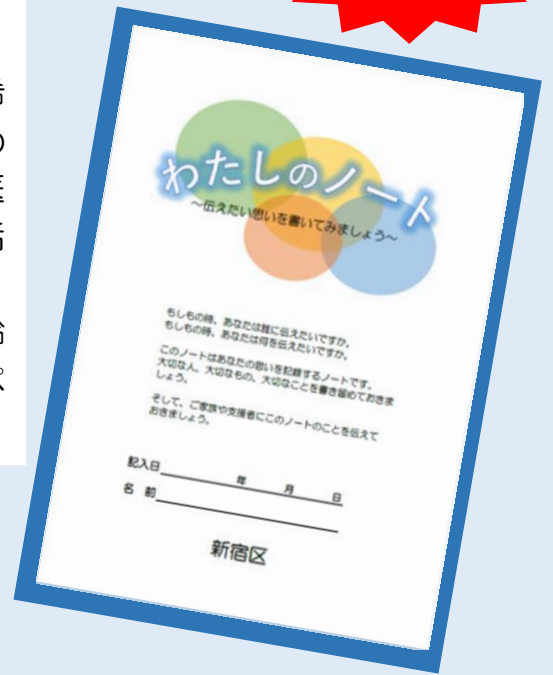
エンディングノート「わたしのノート」

新宿区では、もしもの時に備えて自分の考えを整理し記録することを目的に、エンディングノート「わたしのノート」を発行しています。

このノートは自分の人生を振り返りながら、自分自身の希望やもしもの時に家族や支援者に伝えたいことを書き留めるためのノートです。友人・知人の連絡先や自身の財産、医療情報、葬儀のことなど、自身の情報を整理することにも活用できます。

成年後見センター、新宿区役所高齢者支援課、地域の高齢者総合相談センターで配布しているほか、新宿区のホームページからもダウンロードできます。

必見！



ダウンロードはこちら



もっと詳しく
聞きたい！

出前講座のご案内

- ① 成年後見制度について
- ② 地域福祉権利擁護事業(ちけん)について
- ③ 法人後見事業について



新宿社協ホームページ



職員が地域の皆さんのもとへ出向き、上記の項目についてお伝えする出前講座を無料で行っています。
※内容・詳細については下記の連絡先までお問い合わせください。

新宿区成年後見センターのご案内

【住 所】〒169-0075 新宿区高田馬場1-17-20 (新宿区社会福祉協議会内)
【電 話】03-5273-4522 【FAX】03-5273-3082
【E-mail】skc@shinjuku-shakyo.jp 【URL】http://www.shinjuku-shakyo.jp
【開庁時間】月～金曜日 午前8時30分～午後5時(祝日除く)

※ 新宿区成年後見センターは新宿区社会福祉協議会が新宿区から運営を受託しています。